

がいこくじんりゅうがくせい
外国人留学生のみなさまへ

ほしょうにん
【保証人とは・・・】
【学生用】



一般社団法人 国際交流支援協会

いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 こくさいこうりゅうしえんきょうかい 国際交流支援協会とは・・・

じぎょうがいよう

■ 事業概要

わたし がいこくじん にほん まな たいけん せいかつ もくてきたっせい む しえん おこな
私たちは、外国人が日本で「学ぶ」「体験」「生活」の目的達成に向けた支援を行っています。

にほん こ りゅうがくせい せい たい おや か ひつよう てつづ せいかつしえん
日本に来られる留学生・インターンシップ生に対して、親に代わって必要な手続き・生活支援

おこ あんぜん あんしん もくてき たっせい ぜんりよく う こめ おこな
を行い、安全・安心をして目的の達成に全力で打ち込めるようにサポートを行っています。

- にほん せいじっせき せつりつ ねん るいけい めい こ
日本でのインターンシップ生実績 ……設立5年で累計800名を超えます

- りゅうがくせい ほしょうにん (きかんほしょう) るいけい めい こ
留学生の保証人(機関保証)……………累計で300名を超えます。

- かいがい だいがく ていけい ちゅうごく かんこく など だいがく ていけい
海外の大学との提携 ……中国・韓国・ベトナム等。 20大学と提携

た しえんじぎょう

■ その他支援事業

- しゅうしょくしえんじぎょう
就職支援事業

- とうろくしえんきかんじぎょう ほうむしょうにんかばんごう
登録支援機関事業 (法務省認可番号 19登-002819)

ざいりゅうしかく とくていぎのう しゃ たい じぎょう
(在留資格の「特定技能」者に対するサポート事業)



なぜ、留学生に「保証人」が必要なのか？（日本人も同じ）

- 日本に限らず、「社会生活」では、成人同士の人間関係で成りたっています。
- 「成人」とは、収入を得て生活を継続する中で、「自分で責任」のとれる人のことをいいます。しかし、大学生は日本で「未成年」となっています。従って「保護者」が必要とされ、その「保護者」「後見人」が皆さんに代わって、「義務」「責任」を一緒に果たさなければなりません。



- その「保護者」「後見人」を「保証人」と言います。
- 大学と学生の間には、入学をして知識の向上を図る「権利」と「学費を支払う」大学の
定めた「ルールを守る」「義務」との契約行為となります。
- しかし、在学中にその「義務」が果たせない事態もあります。その場合大学は、「責任」と「義務」を皆さんに代わって負う人（「保証人」）を必要としています。

「保証人」は、親に代わりに安心して「学業」「生活」をサポートする人を云います。

「保証人」と一緒に解決しよう! (損害の支払い)

- ① 入学をする大学には学則(ルール)があります。
- 学費などの支払いができなくなった。
 - 大学の建物または備品などの損害
 - 他人に対してケガ・暴力・ひどい苦情などの被害をあたえた
 - 日本の法律に違反をして損害を発生させた場合
- ② 生活をする中で住居・他の人に対して発生させた損害
- 火災・壊す・汚すなどの被害に対する損害
 - 事故・暴力などの損害
 - 他の人すべてに与えた損害



「名前だけの保証人」

自分でみつけた日本語学校の先生、友人、知人で、名前だけの借りた「保証人」は、皆さんに代わって損害を支払うことについて了解していますか？

「私たち協会の保証人としての「仕事」内容

- 日本で大学生活を安心して過ごすことができるように、がくぎょうそうだん 学業相談・せいかつそうだん 生活相談及び
おや 親の代わりとしてサポートをおこないます。

(1) がくぎょう 学業に関する役割

- ① しゅっせきにつう 出席日数・せいせき 成績に関する相談及びサポート
- ② だいがくせい 大学生活の上で、「日本語」「人間関係」の相談
- ③ しょうらい 将来の目標に対する相談・サポート

(2) せいかつめん 生活面での役割

- ① じゅうきょ 住居に関する相談とサポート
- ② ぎょうせい 行政に関する手続きとサポート
- ③ どう アルバイト等に関する相談
- ④ せいかつしゅうかん 生活習慣・ぶんか 文化の違いに関する相談とサポート



日本の法律に基づく「保証人」の役割

すこ むずか せつめい

たいせつ

少し難しい説明になりますが、とても大切なことです。

- 皆さんの入学、退学、除籍の時に、「責任を共有」することを承諾して、サイン・押印を行う。
- 皆さんの大学生活・一般生活のサポートを行い、「安全と安心」ができる環境をととのえる。
- 「保証人」は、日本の法律(賠償法)で決められた「補償」を大学と決めて、行う必要があります。
- 皆さん本人・親で解決することができなかった場合は、代わって「保証人」が大学または被害者に
「補償」をしなければなりません。 ※ 名前だけの保証人は大変危険です。

だいがく ほしょうにん あいだ ばいしょうほう(しはら きんがく) き しょうだく(みと) せいやくしょ(やくそく)

大学では、保証人との間で賠償額(支払う金額)を決めて、承諾(認める)して「誓約書」(約束)を提出します。

いじょう よう たいへんおも せきにん はた こと しょうだく ほしょうにん

以上の様な大変重い「責任」を果す事を承諾して、「保証人」となります。



保証人としての期間及び費用

- 保証人としての期間は、在学中(4年)を限度とし、延長期間は1年間の最長5年
 - ・ 基本的に保証費用は1年単位として、修業年限+延長1年(保証人に関する法律 最長5年)
- 大学院への進学については、新たな保証人契約と成ります。

- 保証人費用は、申込時に詳細をお知らせいたします。

- ・ 申込金
- ・ 保証人費用・・・1年間保証料×修業年限(4年)

オンライン申請の場合はこちら保証人申込はこちらから →
(メールフォームにて情報をお寄せください。)





G E S A

一般社団法人 国際交流支援協会

274-0825

千葉県船橋市前原西2-14-1 ダイアパレス津田沼1006号

URL : <http://www.kouryu-jp.com>

☎ 047-405-2183

FAX 047-405-2185